

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 21 年 9 月 11 日

株主各位

東京都港区三田三丁目 5 番 27 号
株式会社エス・エム・エス
代表取締役社長 諸藤周平

当社は、平成 21 年 8 月 19 日開催の当社取締役会において、平成 21 年 10 月 1 日付をもって、当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 21 年 9 月 30 日と定めましたので、公告いたします。

当社の発行可能株式総数については、会社法 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 21 年 10 月 1 日付をもって、当社定款第 5 条を変更し、180,000 株増加して 360,000 株といたします。

以上

~~~~~

### お知らせおよびご注意

1. 株式の分割によるご所有株式に関するご案内は、平成 21 年 11 月上旬にお届出のご住所にお送り申し上げる予定です。
2. 平成 21 年 10 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。